

北海道教育委員会 公報

令和7年(2025年)
4月16日(水曜日)

第6333号

目次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
告示
○教育職員免許状の失効について…………… 3

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第7号)

1 趣旨

令和7年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道芦別高等学校ほか9校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道札幌東豊高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道枝幸高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道中標津高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40

(2) 北海道千歳北陽高等学校ほか5校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした(別表第1関係)。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道千歳北陽高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	480	440	40
北海道伊達開来高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	640	600	40
北海道静内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	560	520	40
北海道名寄高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道留萌高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	280	240	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和7年4月16日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

北海道教育委員会規則第7号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道芦別高等学校の項中「普通科 80 40 80 200」を

「普通科 40 40 80 160」に改め、

同表北海道深川西高等学校の項中「

普通科	120	80	80	/	280
-----	-----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道栗山高等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道札幌東豊高等学校の項中「

普通科	120	120	120	/	360
-----	-----	-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	80	120	120	/	320
-----	----	-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道野幌高等学校の項中「

普通科	120	120	80	/	320
-----	-----	-----	----	---	-----

」を

「

普通科	80	120	80	/	280
-----	----	-----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道千歳北陽高等学校の項中「

総合学科	480	/	480
------	-----	---	-----

」を

「

総合学科	440	/	440
------	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道伊達開来高等学校の項中「

普通科	640	/	640
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	600	/	600
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道静内高等学校の項中「

普通科	560	/	560
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	520	/	520
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道名寄高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

「

普通科	440	/	440
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	400	/	400
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道留萌高等学校の部単位制による全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

「

普通科	440	/	440
-----	-----	---	-----

」を

「

普通科	400	/	400
-----	-----	---	-----

」に改め、

同表北海道枝幸高等学校の項中「

普通科	80	80	80	/	240
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	80	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道美幌高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

「

普通科	80	80	40	/	200
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	80	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道湧別高等学校の項中「

普通科	80	40	40	/	160
-----	----	----	----	---	-----

」を

「

普通科	40	40	40	/	120
-----	----	----	----	---	-----

」に改め、

同表北海道清水高等学校の項中「

総合学科	280	/	280
------	-----	---	-----

」を

